

金沢市バリアフリー環境づくり促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づき事業者が行う障害者に対する合理的な配慮の提供を促進するため、当該配慮として行う環境整備に要する経費に対して補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、法で使用する用語の意義の例によるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第3条 この要綱による補助金を受けることができる事業者（以下「対象者」という。）は、不特定多数の障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者であって、小売業（無店舗小売業を除く。）又は飲食サービス業その他これらに類する事業として市長が認める事業を市内で行う者とする。

2 対象者は、補助金の交付を受けるに当たり、補助金の対象となる事業の内容、効果等に係る情報を自ら発信するほか、本市のホームページ等において当該情報が公表されることに同意することができる者でなければならない。

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）の額は、別表に掲げる経費のうち、補助金の対象として市長が適当と認めるものとする。ただし、次に掲げる経費を除く。

(1) 第6条の申請を行う前に作成したコミュニケーションツール又は購入した物品に係る経費

(2) 国、地方自治体その他各種団体等が実施する補助事業等により補助等の対象となっている経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表の種別の欄に掲げる区分ごとに、対象経費に2分の1を乗じて得た額（10,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額は、別表の種別の欄に掲げる区分ごとに、同表の補助限度額の欄に掲げる額を超えることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、一の対象者から同一年度内に2回以上次条の規定による申請があったときは、当該申請に係る対象経費に2分の1を乗じて得た額の同一年度内の合計額は、別表の種別の欄に掲げる区分ごとに、同表の補助限度額の欄に掲げる額を超えることができない。

(申請)

第6条 補助金を受けようとする対象者は、市長が別に定める金沢市バリアフリー環境づくり促進事業補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 物品内訳書
- (2) 対象経費の内容がわかるカタログ等又は仕様書
- (3) 対象経費の見積書
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、当該申請を行った対象者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた対象者（以下「補助対象者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合には、補助事業の変更の承認を申請しなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

(完了の報告)

第9条 補助対象者は、コミュニケーションツールを作成し、又は物品を購入した後速やかに、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 領収書
- (2) 納品書
- (3) 納品されたことがわかる写真又は画像

(4) その他市長が必要があると認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書により、当該報告を行った補助対象者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた補助対象者は、速やかに請求書により、市長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、その返還を命じるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定による交付の申請がなされたものについては、なおその効力を有する。

別表（第4条、第5条関係）

種別	摘要	補助限度額
コミュニケーションツール作成費	点字メニュー又はコミュニケーションボードの作成経費、チラシ等の音訳経費等、障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするためのコミュニケーションツールの作成に係る経費	50,000円
物品購入費	筆談ボード、折り畳み式スロープ等、障害者に合理的配慮が容易に提供でき	100,000円

	るようにするための物品の購入に係る 経費	
--	-------------------------	--